

議事第 1 号

大町市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

この議案を地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 1 9 日 提出

大町市議会議会運営委員会

委員長 中 牧 盛 登

令和 8 年 5 月 日 議決

大町市議会議長 傳 刀 健 様

大町市条例第 号

大町市議会基本条例の一部を改正する条例

大町市議会基本条例（平成22年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（広聴広報委員会）

第21条 議会は、広聴広報機能の充実のために、議員で構成する広聴広報委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。